

# 旭川市参考賃借料(令和8年1月1日～)

	田 の 部	畠 の 部
農地 条件	参考賃借料 (10a当たり)	参考賃借料 (10a当たり)
A	12,900円	3,200円
B	10,900円	2,800円
C	9,300円	2,400円

## 〈ご注意ください〉

参考賃借料は賃借料を決定する際の参考として公表しているものであり、賃借料の基準額や農地の価値を保証するものではありません。

実際の賃貸借契約では、それぞれの農地の条件等を踏まえ、貸主と借主でよく相談の上、賃借料を決めてください。

- 参考賃借料とは別に、1年間にあった賃貸借契約の区域毎の平均額・最高額・最低額を「賃借料情報」として毎年公表しています。賃借料を決める際は、賃借料情報も合わせてご活用ください。

## 【問合せ先】

旭川市農業委員会事務局

電話 0166-25-6729